

■公益等による減免

I 学校法人（私立学校に限る）の設置者が所有する自動車で、専ら当該学校の学生、生徒、児童及び幼児の送迎のために使用する自動車

1 減免要件

私立学校（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、聾学校、養護学校及び幼稚園）の設置者が所有し、専ら学生、生徒、児童及び幼児の送迎のために使用すること

2 減免額

自動車税種別割の全額（自動車税環境性能割は対象外）

3 申請に必要な書類

申請書

自動車検査証の原本又は自動車検査証記録事項の原本もしくは写し

定款、寄付行為もしくは登記簿の写し

法人の設立認可書の写し

送迎路線図

写真（前・後・横）…各1枚

※ ナンバー取り付け後のもの

（登録当日の申請の場合はナンバー取り付け後に後日提出）

4 申請期限及び申請場所

(1) 新車または中古車を取得する場合（自動車税種別割が課税される場合に限る）

①申請期限 登録の日

②申請場所 自動車税事務所 又は 飛騨県税事務所自動車税出張所

(2) 従来から使用している自動車について申請する場合（4月1日（午前0時）現在所有している自動車）

①申請期限 4月1日～納期限（通常5月31日）

②申請場所 自動車税事務所

5 その他

・リース車両は対象外

・毎年12月31日現在減免を受けている自動車については、1月下旬に報告書兼申請書（減免はがき）を送付します。申請内容に変更がない場合に限り、減免はがきの返信（申請）によって翌年度も継続して減免を受けることができます。

II 社会福祉事業を営む者が所有する自動車、直接その社会福祉事業のために使用する自動車

1 減免要件

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を営む者が所有し、直接その社会福祉事業のために使用すること

2 減免額

自動車税種別割の全額（自動車税環境性能割は対象外）

3 申請に必要な書類

申請書

自動車検査証の原本又は自動車検査証記録事項の原本もしくは写し

定款、規約等もしくは登記簿の写し

事業の許可書（事業所の指定通知書）の写し

送迎路線図（送迎用の場合）

写真（前・後・横）…各1枚

※ ナンバー取り付け後のもの

（登録当日の申請の場合はナンバー取り付け後に後日提出）

4 申請期限及び申請場所

(1) 新車または中古車を取得する場合（自動車税種別割が課税される場合に限る）

①申請期限 登録の日

②申請場所 自動車税事務所 又は 飛騨県税事務所自動車税出張所

(2) 従来から使用している自動車、新たに取得する際に自動車税が発生しなかった自動車（名義変更により取得した自動車など）について申請する場合（4月1日（午前0時）現在所有している自動車）

①申請期限 4月1日～納期限（通常5月31日）

②申請場所 自動車税事務所（郵送による提出可（期限必着）、飛騨県税事務所自動車税出張所への提出も可）

5 その他

・リース車両は対象外

・毎年12月31日現在減免を受けている自動車については、1月下旬に報告書兼申請書（減免はがき）を送付します。申請内容に変更がない場合に限り、減免はがきの返信（申請）によって翌年度も継続して減免を受けることができます。

Ⅲ その他公益等による減免の対象となる自動車

- ・国又は地方公共団体に、公用又は公共の用に供するために無償で貸し付けている自動車
- ・市町村から委託を受けて社会福祉事業に類する事業を営業者が所有する自動車
- ・事業税非課税法人等が集団検診・巡回診療・患者輸送のために使用する自動車
- ・地方バス事業者所有の一般乗合用バス
- ・青色防犯パトロール専用車両（通称、青パト専用車）
→ 詳細は自動車税事務所までお問い合わせください。

【このページに関するお問い合わせ先】

岐阜県自動車税事務所 課税管理係

Tel. 058-279-3781 内線 211～213
